

「A´netワーク」会員 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「A´netワーク」と称する。

(運営)

第2条 この会の運営は有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(以下「機構」という)が行う。

(目的)

第3条 機構が別に定める諸サービスを会員に提供することによって、中小企業等を支援することを目的とし、もって、機構の事業の利用促進を図る。

(会員資格)

第4条 会員の資格を有する者は次に掲げる者とする。

(1) 府内で事業を営む事業者

(2) 職務執行者が必要と認める者

(入会)

第5条 会員となることを希望する者は、所定の入会申込書及び添付資料を職務執行者に提出し、承認を得なければならない。

(諸規則の遵守)

第6条 会員は、本会則及び機構の諸規則を遵守しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。

(1) 会則及び機構の諸規則に違反した場合。

(2) 会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、会員としてふさわしくない行為をした場合。

(3) その他、機構が会員としてふさわしくないと認めた場合。

(退会)

第8条 会員が退会するときは、書面をもってその旨を職務執行者に届け出なければならない。

(会費)

第9条 会費は無料とする。

(会員証)

第10条 会員には所定の会員証を発行し、会員としてのサービスを受けようとする場合は、機構の必要に応じて会員証を提示しなければならない。

(会則の改正)

第11条 機構は会則等の改正を会員に予告なく行うことができる。なお、改正した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

(その他)

第12条 この会則に定める事項のほか必要な事項は、職務執行者が定める。

(施行期日)

この会則は、2009年3月1日から施行する。